鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則
飼い犬管理条例施行規則

規則

飼い犬管理条例施行規則をここに公布する。

昭和三十六年二月一日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県規則第三号

飼い犬管理条例施行規則

（目的）

第一条　この規則は、飼い犬管理条例（昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（飼い犬が人をかんだときの届出）

第二条　条例第四条第一項の規定による飼い犬が人をかんだときの届出は、別記様式第一号による届出書により行なうものとする。

（飼い犬の検診の結果の報告）

第三条　条例第四条第二項の規定による飼い犬の検診の結果の報告は、飼い犬を検診した獣医師の発行する狂犬病の有無についての診断書により行なうものとする。

（措置命令書）

第四条　条例第五条の規定による措置命令は、別記様式第二号による措置命令書により行なうものとする。

（当該職員の証）

第五条　条例第六条第二項の規定による当該職員の身分を示す証票の様式は、別記様式第三号によるものとする。

附則

（施行期日）

1　この規則は、昭和三十六年二月一日から施行する。

（衛生事務に関する権限委任規則の一部改正）

2　衛生事務に関する権限委任規則（昭和三十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

（予防衛生）中第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九　飼い犬管理条例第五条の規定による措置命令に関すること。

三十　飼い犬管理条例第六条第一項の規定による立入調査及び質問に関すること。

別記様式第一号

年　月　日

届出人　住所

氏名　㊞

（法人にあつてはその名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

鳥取県　保健所長　殿

飼い犬こう傷届

私の所有（管理）している犬が人をかんだので、飼い犬管理条例第四条第一項の規定により次のとおりお届けします。

記

飼育場所						電話	局	番
飼い犬	種類	性別	年令	毛色	犬の名			
体格	特徴							

別記様式第二号

狂犬病予防措置	登録番号		最終予防注射実施月日		注射済票番号	
こう傷加害の状況	こう傷の年月日時刻	こう傷の部位				
	こう傷の原因	こう傷程度				
	こう傷の場所	過去におけるこう傷の有無				
	こう傷時の犬の管理状況	その他参考事項				
被こう傷者	住所	氏名	年令	性別		
	職業					
備考						

措置命令書

住所

氏名

（法人にあつてはその名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

右の者に対し、飼い犬管理条例第五条の規定により次のとおり措置を講ずることを命ずる。

年　月　日

鳥取県　保健所長　㊞

別記様式第三号

飼い犬	種類	性別	年令	毛色	体格	犬の名
措置事項						
備考						

（表　面）

8センチメートル

写真ちよう付

12センチメートル

第　号

所属庁

氏名　年　月　日生

飼い犬管理条例第六条第二項の規定による当該職員の証

年　月　日発行

鳥取県

（裏　面）

この証票を携帯する者は、飼い犬管理条例第六条第一項の規定による職権を行なう者であつて、その関係条文は次のとおりであります。

飼い犬管理条例抜すい

（立入調査）

第六条　知事は、前条の規定による措置命令の履行状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該職員をして飼い主の土地その他関係ある場所（人の住居を除く。）に立ち入らせ、調査又は関係人に対し質問させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県
印刷所　鳥取県鳥取市栗谷町　鳥取県印刷所
（定価　一部　月極　一二〇円（配送料共））